
令和6年度4人制(ミックス)度強化指定選考規定(案)

(目的)

第1条 一般社団法人日本車いすカーリング協会(以下、「JWCA」という)の強化指定選考基準を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、「JWCA 正会員」に適用する。

(選考方法)

第3条 強化指定選手は次の通り選考をする

1) JWCA 競技力強化推進部門(以下、「強化推進部」という)が定める大会「第20回ナブテスコ日本車いすカーリング選手権大会」(2024年4月26日-28日 北海道北見市開催。以下「4人制選考大会」という。)の成績を選考基準とする

2) 「強化A指定」「強化B指定」を選考する

3) 強化A指定は、4人制選考大会優勝チームの選手とする

優勝チームが指定を辞退した場合は、準優勝チームの選手をA指定とする

優勝・準優勝チームが指定を辞退した場合は3位チームの選手をA指定とする

4) 強化B指定は4人制選考大会準優勝チームの選手とする

準優勝チームが指定を辞退した場合は、3位チームの選手をB指定とする

ただし、第3条①3)の規定により、3位チームが強化Aに指定された場合には、強化B指定は行わない

5) 強化指定の対象は、原則として4人制選考大会に出場したチームメンバーとする。ただし、4人制選考大会に出場したチームメンバーに変更がある場合には、チームはチームメンバーに変更があったこと及びチームメンバーの変更理由を強化推進部に届出なくてはならない。また、チームは、変更後の選手について強化指定を受けようとする場合には、当該選手の競技経験及び実績等について、強化推進部の求めに応じて、強化推進部に報告しなくてはならない。

6) 前項の場合において、強化推進部は、変更後の選手につき、競技経験及び実績等の事情を総合的に勘案し、当該選手について、理事会に対して、強化指定選手としての推薦を行わないことができる。

7) 4人制選考大会に出場したチームメンバーに変更があった場合、変更前のチームメンバーについては、第3条5)の規定に基づき、チームから変更理由の届出がなされた日の翌日付で、強化指定を解除する。

8) チームメンバーの変更により、4人制選考大会出場メンバーが、当該チームにおいて2名以下となる場合、当該チームの全員について、指定を解除する。

9) 強化 A 指定、強化 B 指定が4人制選考大会で決定できない場合は、強化 A 指定及び強化 B 指定については、強化推進部の推薦に基づき、理事会の承認を得て決定する。

(チームコーチ・チームスタッフについて)

第4条 強化指定チームコーチについては、次のように定める。

①強化推進部が定める大会において強化指定に選ばれたチームのコーチを、強化指定チームコーチとする。

②ただし、①の規定にかかわらず、当該コーチが以下2項目をいずれも満たしていない場合は、当該コーチは強化指定を受けることはできない。

1) 当該コーチが JWCA 会員であること

2) 当該コーチが(公財)日本スポーツ協会公認指導員(カーリングレベル1以上)有資格者であること

③強化指定チームコーチが強化指定を受けた時点において、以下の資格を未取得である場合、当該強化指定チームコーチは、令和6年度内に当該資格取得をするよう努めるものとする。

1) JWCA が定める車いすカーリング指導員資格

2) (公財)日本パラスポーツ協会 公認障害者スポーツ指導員資格 初級以上

④強化指定チームコーチ以外のチームスタッフ(例:トレーナー等があるがこれらに限られない)の指定が必要な場合は、チームは強化推進部に対し、強化推進部の求めに応じて資料を提出し強化推進部からの推薦を受け、理事会の承認を受けなくてはならない。

⑤強化指定チームコーチ及びチームスタッフについて、強化指定期間途中で辞退または変更を希望する場合、当該チームから強化推進部に当該チームコーチ又はチームスタッフの辞退又は変更を希望する旨を届け出、理事会の承認を得て決定する。

(強化指定の決定)

第5条 強化指定選手、強化指定チームコーチ(チームスタッフ)については強化推進部が推薦し、理事会の承認をもって決定する。

(認定期間)

第6条 強化指定選手および強化指定チームコーチ(チームスタッフ)の認定期間は、当該年度理事会承認後から令和7年4月30日までとする。

ただし、正当な理由がある場合には、理事会の決定により、認定期間の延長を定めることができる。

(不服申立)

第7条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規定外事項)

第8条

本規定に定めのない事項については、すべて理事会で決定する。

附則

この規程は、2024年4月25日から施行する。

【令和5年度からの変更点】

① 規程の名称から「選手」を削除

→選手だけでなく、チームコーチ等の基準も条文に含まれるため

② 4人制(ミックス)を対象とし、ミックスダブルスは別途定めることとした

→規程の名称に「4人制(ミックス)」追記

③ 強化委員会を削除し、「競技力強化推進部門(以下、「強化推進部」という)」に変更、以下強化委員会を「強化推進部」に変更

→組織体制改編に伴う名称変更

④ コーチをチームコーチへ変更

→ナショナルコーチ等設置事業の役職と区別するため、強化指定チームのコーチは、チームコーチとした、チームスタッフも同様。

⑤ 対象評価大会名を今年度の日本選手権に修正

⑥ 第6条の認定期間を令和6年度期末、令和7年4月末日とした

⑦ 付則 条文の執行日を日本選手権の前日とした